

レポート

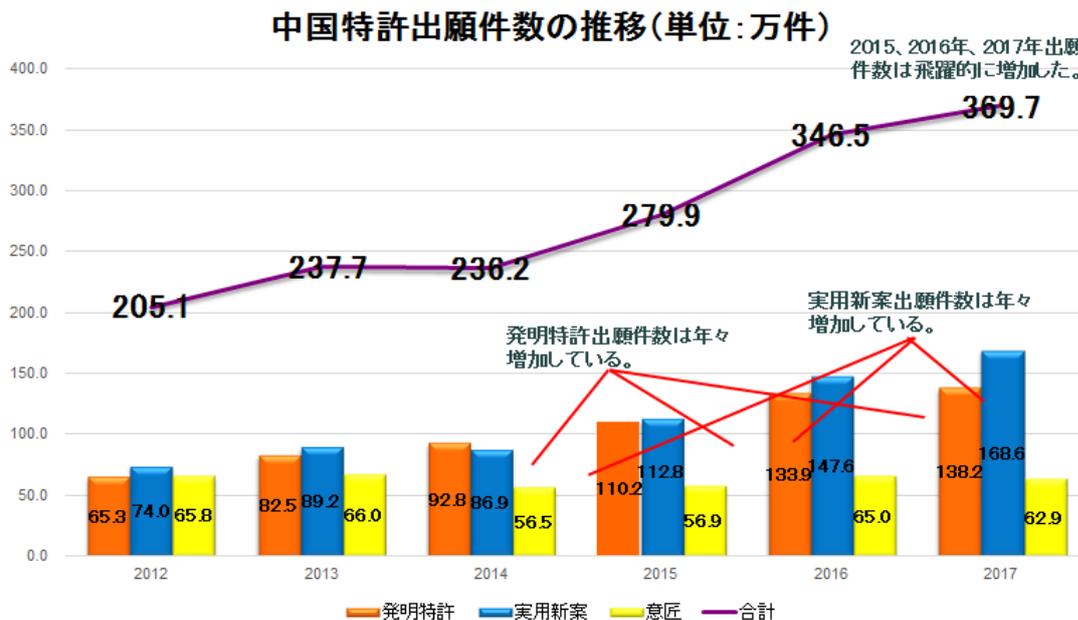
送付日付：2018年1月30日

本レポートは中小企業を対象とした情報提供を目的とし、1) 直近5年間の知的財産に関する出願、登録数等の統計情報、2) 直近1年間の注目判例の紹介・解説、3) 直近1年間の知財法制、審査実務等のトピックス情報、4) その他の日本の中小企業に有用と思われる知的財産に関する情報 という4項目から中国知的財産に関する最新事情を紹介する。

I、中国における直近5年間の知的財産に関する出願、登録数等の統計情報

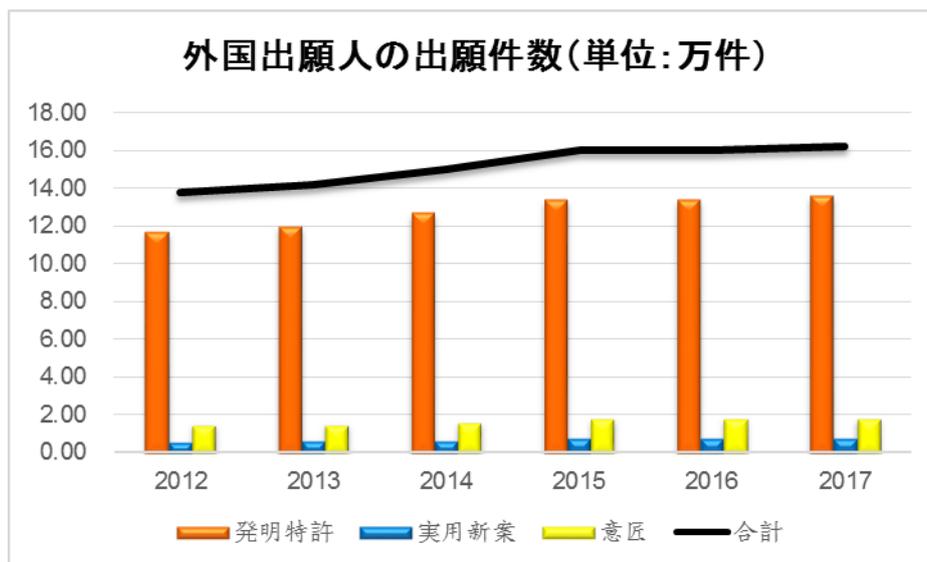
1. 専利出願件数

中国国家知識産権局の統計によれば、中国の専利出願は、下表のとおり近年急増してきた。



2017年中国における特許出願件数は同期比14.2%増の138.2万件で、実用新案出願件数は168.8万件、意匠出願件数は62.9万件である。

過去5年の外国出願人からの出願は以下のとおりである。日本からの出願は下表のとおり近年少し減少した。

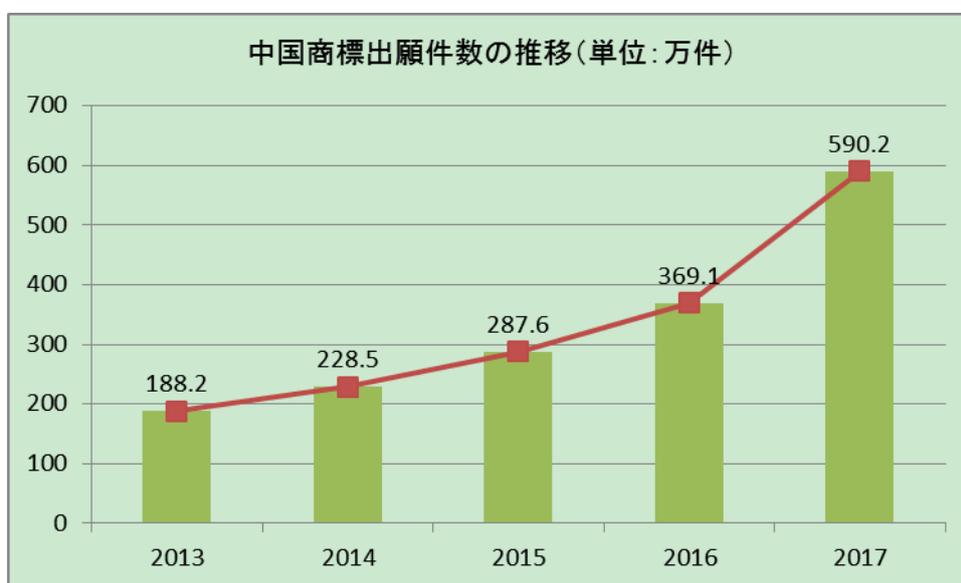


日本の出願件数 (単位:件)

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
出願件数	49,687	48,537	47,547	46,606	45,151

※2017年のデータがまだ発表されていない。

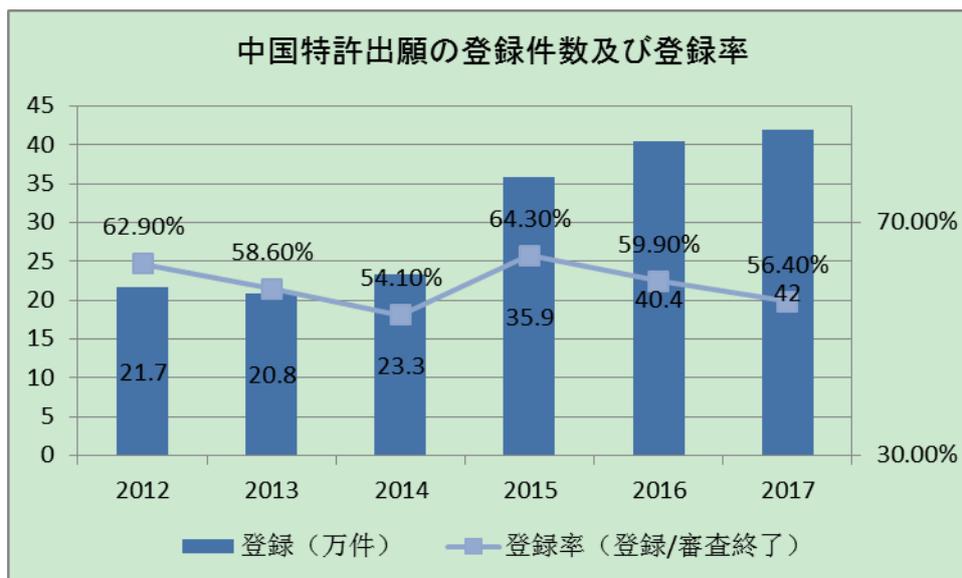
なお、近年の商標出願件数の推移は以下の通りである。



2. 登録率及び審査期間

2017年中国国家知識産権局は74.4万件の特許出願を審理終了し、審査期間は約22ヶ月に安定していて、特許登録件数は42.0万件である。2012年～2016年中国知識産権保護状況白書の統計データから計算すれば、中国特許出願の登録率は以下のとおりである。

年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
審査終了（万件）	34.5	35.5	43.1	55.8	67.5	74.4
登録（万件）	21.7	20.8	23.3	35.9	40.4	42.0
登録率 （登録/審査終了）	62.9%	58.6%	54.1%	64.3%	59.9%	56.4%



3. 企業別特許登録件数トップ10

2017年、中国における企業別特許登録件数トップ10（香港、マカオ、台湾を含まない）は順位で：国家电网公司是3,622件、華為技術有限公司は3,293件、中国石油化工股份有限公司は2,567件、京東方科技集团股份有限公司は1,845件、中興通訊股份有限公司は1,699件、聯想（北京）有限公司は1,454件、珠海格力電器股份有限公司は1,273件、広東欧珀移動通信有限公司は1,222件、中国石油天然氣股份有限公司は1,088件、中芯国際集成電路製造（上海）有限公司は862件である。

2017 年中国における企業別特許登録件数トップ 10

順位	申請人名称	特許発明登録件数
1	国家电网公司	3,622
2	华为技术有限公司	3,293
3	中国石油化工股份有限公司	2,567
4	京东方科技集团股份有限公司	1,845
5	中兴通讯股份有限公司	1,699
6	联想（北京）有限公司	1,454
7	珠海格力电器股份有限公司	1,273
8	广东欧珀移动通信有限公司	1,222
9	中国石油天然气股份有限公司	1,008
10	中芯国际集成电路制造（上海）有限公司	862

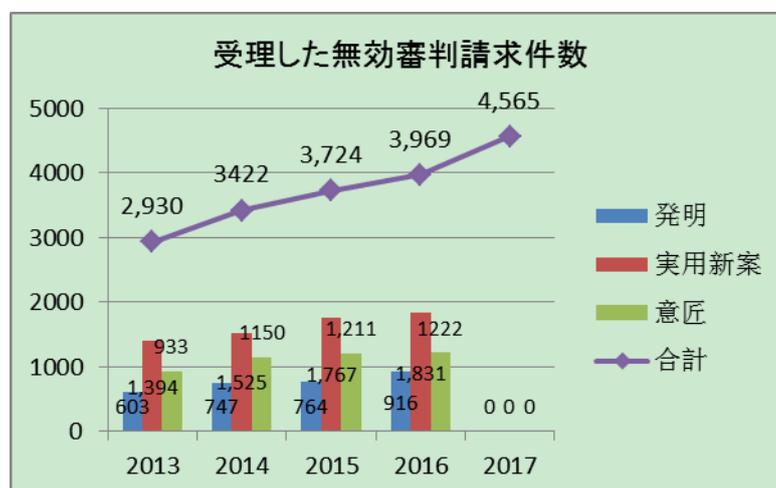
（香港、マカオ、台湾を含まない）

4. 無効審判件数

2017 年、専利審判委員会が受理した不服審判請求件数は同期比 160%増の 34,123 件であり、受理した無効審判請求件数は同期比 15%増の 4,565 件である。2013 年から 2017 年の無効審判事件の統計は以下のとおりである。

受理した無効審判請求件数

	2013	2014	2015	2016	2017
発明	603	747	764	916	-
実用新案	1,394	1,525	1,767	1,831	-
意匠	933	1150	1,211	1222	-
合計	2,930	3422	3,724	3,969	4,565



2013 から 2016 年まで、中国商標審判委員会が受理した商標無効審判(2013 年まで法改正前は「登録取消審判」であった)の統計は以下のとおりである。

受理した商標無効審判件数

2013	2014	2015	2016	2017
4,121	5,129	11,951	19,640	未公開



5. 専利代理機構及び専利代理人の状況

2017 年、新規設立された専利代理機構は 324 社がある。2017 年専利代理人資格試験の応募者は 3.2 万人を上回り、合格者は 5,094 人であり、史上最高記録となった。2017 年年末まで、中国における専利代理機構は 1,824 軒を打ち破り、専利代理人は 1.6 万人をオーバーした。

6. 商標関係の統計データ

近年の中国における商標出願件数は、以下のように急増されている。国方商標ソフトウェアの統計によると、2017 年、中国の商標登録出願件数は 590.16 万に達し、同期比 54.96%である。

近年の商標出願件数 (単位：万件)



2017年11月17日 商標局より「国家工商総局の商標出願の便宜化を深め、確実に商標出願登録仕事の効率アップを改革する意見」を発表した。2018年の年末まで、審査期間を以下のとおりに短縮される目標を発表した。

商標受理通知書の発行時間： 1ヶ月に短縮

商標出願の審査期間： 6ヶ月に短縮

商標譲渡審査期間： 4ヶ月に短縮

商標変更、更新の審査期間： 2ヶ月に短縮

商標調査のタイムライズ： 2ヶ月に短縮

II、直近1年間の注目判例の紹介・解説

1. ブラザー工業株式会社が中国某機電社を訴えた発明専利侵害紛争事件¹

紹介：上海知的財産裁判所は2017年6月30日に、ミシンに関する発明専利権紛争事件の被告である某機電社が、判決確定日から、原告であるブラザー工業株式会社の発明専利権への侵害を直ちに中止し、原告のブラザー工業株式会社に損害賠償額及び合理的な費用の合計550万元を支払う旨の一審判決を言い渡した。

原告のブラザー工業株式会社は「間欠押さえ上下駆動装置及びそのミシン」を名称とした発明専利の専利権者である。原告は2010年に中国市場において被告が製造した数多くのミシンを発見し、2010年から2015年にかけて、広州市、上虞市、太倉市等の場所で被告が製造して販売した製品を数回公証付けで購入した。購入した製品を分解して対比したところ、上記製品がすべて本件専利の権利範囲に属することがわかった。原告は、生産経営を目的として侵害被疑品の使用、販売、販売の申出を許諾なしに無断で行った被告の行為が、原告の専利権への侵害になり、原告がその行為のために大きな経済的な損害を被ったとして提訴し、侵害行為の差し止め、製造済の侵害品及び未完成品の廃棄、侵害品製造用モールド及び専用設備の廃棄、損害賠償額及び合理的な費用の合計3400万元余りの支払いを求めた。被告である某機電社は、侵害被疑品が本件専利の権利範囲に属さず、原告が主張した賠償額は事実及び法的根拠に欠けており、合理的な費用も高すぎると反論した。

審理した結果、上海知的財産裁判所は以下のとおり判断した。

原告は「間欠押さえ上下駆動装置及びそのミシン」を名称とした本件発明専利の専利権者であり、現在、この専利は権利存続中である。いかなる機関又は組織又は個人は専利権者の許諾を得ずに、生産経営を目的とするこの専利製品の製造、使用、販売の申し出、販売、輸入をしてはならない。さもなければ、発明専利権の侵害になり、法に照らして民事責任を負わせなければならない。対比したところ、被告の侵害被疑品は、何れも本件発明専利の権利範囲に含まれる。原告は、被告が2010年10月から2017年2月までの間に侵害により取得した利益に基づいて、賠償額を算定すると主張した。しかし、原告が主張した算定方法により侵害被疑品の不法所得を的確に算定することはできない。一方、本件の証拠によって、被告の侵害範囲が広く、侵害時

¹ http://www.sohu.com/a/153496857_667504

間が長く、販売数及び製品により取得した利益が大きく、侵害被疑品による利益は100 万円を遥かに上回っていることは十分に証明されている。

以上の判断を踏まえ、上海知的財産裁判所は証拠に基づいて、被告の侵害による不法所得が500 万円であると合理的に算定し、被告が原告に損害賠償額及び合理的な費用の合計550 万円を支払う旨の判決を言い渡した。

解説：知的財産権の侵害事件において、侵害者の賠償額の算定はいつも裁判の難点と焦点になる。本事件において、上海知的財産裁判所は、証拠に基づき侵害情状を総合的に勘案して、侵害被疑品による利益は100 万円を超えると判断した上、製品全体の利益に対する本件専利の貢献率を総合的に考慮して、被告の侵害による不法所得を500 万円と合理的に算定するとともに、原告が主張した合理的な費用50 万円を認めた。

2. 北京知的財産権裁判所による iPhone6 販売停止裁定の取り消し²

紹介：2017年3月24日、北京知的財産権裁判所は原告アップルコンピュータ貿易（上海）有限公司（以下「アップル上海社」という）、北京中復電訊設備有限責任公司（以下「中復電訊社」という）が被告北京市知的財産権局、第三者深セン市佰利營銷サービス有限公司（以下「佰利營銷社」という）などを訴えた専利権侵害行政裁定紛争事件について、「専利権侵害紛争処理裁定書」を取り消し、アップル上海社と中復電訊社の行為が佰利營銷社の本件意匠権を侵害していないと認めた判決を言い渡した。

佰利營銷社は「携帯電話（100C）」の意匠権者として、アップル上海社、中復電訊社及び中復電訊社工体店舗がiPhone6とiPhone6Plusの二種類の携帯電話に対して実施した販売の申出、販売の行為が自社の意匠権を侵害したと判断し、北京市知的財産権局に意匠権侵害紛争解決請求を提出した。北京市知的財産権局は、審理を経て、2016年5月10日付で係争裁決を下し、アップル上海社に対して販売を停止することを命じ、中復電訊社及び中復電訊社工体店舗に対しては、意匠権を侵害したiPhone6とiPhone6Plusの二種類の携帯電話に対する販売の申出と販売の行為を停止することを命じた。アップル上海社と中復電訊社は当該係争裁定を不服として、それぞれ行政訴訟を提起し、係争裁定を下したときの手続及び認定結論のいずれにも誤りがあるため、係争裁定を取り消し、原告の行為が佰利營銷社の本件意匠権を

² <http://news.163.com/17/0324/19/CGALDKTC00018AOR.html>

侵害しないことを確認するよう請求した。北京知的財産権裁判所は審理を経て、被疑侵害意匠と本件意匠が同一でもなければ、類似でもなく、本件意匠権の保護範囲に入っていないと認定した。

ところで、裁判所ではiPhone6とiPhone6Plusの二種類の携帯電話が意匠権侵害に該当しないと認定したものの、本件意匠権の有効性は認め、アップル上海社が提出した意匠権無効請求は認めなかった。

解説：本事件は北京市知的財産権局が行政段階において、iPhone6とiPhone6Plusの二種類の携帯電話に権利侵害の疑いがあると認定し、かつ、販売禁止を命じたことにより、社会的に広範な注目を浴びている。北京知的財産権裁判所は一審判決において、本件意匠と被疑侵害意匠との間の設計特徴の相違点に対する係争裁定の認定に遺漏が存在すると認定した。北京市知的財産権局は自ら確認した本件意匠と被疑侵害意匠との間の五つの区別設計特徴について、機能的設計特徴に該当すると認定したが、当該認定には事実的かつ法的根拠がなかった。本件意匠では携帯電話の側面の弧度を非対称的に設計しているに対して、被疑侵害意匠では対称的な弧形を採用して設計しているが、当該区別設計特徴は全体の視覚的效果に対して著しい影響を与えていると認定したうえ、非侵害確認の結論を下した。携帯電話の意匠はその設計空間が限られているので、設計特徴と相違点を認定するときは詳細な分析を行わなければならない。

3. 最高裁が言い渡した王老吉社及び加多宝社間の紅缶包装共有終審判決³

紹介：2017年8月16日、最高裁判所は第一法廷で上訴人広東加多宝飲料食品有限公司（以下「加多宝社」という）と被上訴人広州王老吉大健康産業有限公司（以下「大健康社」という）、広州医薬集団有限公司（以下「広薬集団」という）が無断で周知商品の特有包装・装飾を使用した紛争による二件の上訴事件について公判を行った。最高裁判所は終審判決において、広薬集団と加多宝社はいずれも本事件の「紅缶王老吉涼茶」の包装・装飾の權益を形成させるために重要な貢献を果たし、双方当事者は他人の合法的な利益を損なわない前提下で、共同して「紅缶王老吉涼茶」の包装・装飾の權益を享有することができると判示した。

2012年7月6日、広薬集団と加多宝社は、同日それぞれ裁判所に訴訟を提起し、いずれも周知商品「紅缶王老吉涼茶」の特有包装・装飾の權益を享有すると主張し、かつ、これを理由に相手方の生産販売している紅缶涼茶商品の包装・装飾が権利侵害を構成するとして訴え

³ <https://news.qq.com/a/20170816/026089.htm>

た。広東省高等裁判所は一審において次のとおり判示した。「紅缶王老吉涼茶」の包装・装飾の権益の享有者は広葉集団に該当すべきであり、大健康社が広葉集団からの許諾を得て紅缶涼茶を生産販売した行為は権利侵害を構成しない。加多宝社は係争包装・装飾の権益を享有しないので、同社が「王老吉」の片側付紅缶涼茶、「加多宝」の片側付紅缶涼茶と「加多宝」の両側付紅缶涼茶を生産販売した行為は権利侵害を構成する。したがって、一審裁判所は加多宝社に対して、権利侵害行為を停止し、謝罪声明を掲載することにより悪影響を解消し、かつ、広葉集団の経済損失 1.5 億元及び合理的な支出 26 万余元を賠償することを命じた。

加多宝社は二件の一審判決とも不服として、最高裁判所に上訴を提起した。最高裁判所は次のとおり判示した。広葉集団が称する加多宝社の生産販売した紅缶涼茶商品、及び加多宝社が称する広葉集団からの許諾を得て大健康社が生産販売した紅缶涼茶商品とも無断で他人の周知商品の特有包装・装飾を使用した行為を構成するとの主張は、いずれも成り立たず、広葉集団及び加多宝社の訴訟上の請求についてはいずれも棄却する。

解説：本事件は当事者双方とも業界で影響力を有し、かつ、巨額な訴訟目的物が提出されたことにより広範な注目を受けている。最高裁判所は、終審判決において、本事件における周知商品は「紅缶王老吉涼茶」であり、紅缶の王老吉涼茶製品の缶体に付された「黄色の王老吉文字、紅色の地色などの色彩、模様及びその排列の組合せなどの構成部分を含む内容全体」を周知商品の特有包装・装飾として見做すことができると判示した。紅缶王老吉涼茶の歴史的な発展過程、双方の提携背景、需要者の認知及び公平原則に対する考量に結合してみれば、広葉集団及びその前身会社、加多宝社及びその関連会社は、いずれも係争包装・装飾の権益の形成、発展と商業信用の構築のために、それぞれ積極的な役割を果たしていることに鑑み、係争包装・装飾の権益について、完全に片方の所有に帰させることは、明らかに不公平な結果をもたらし、かつ、社会公衆の利益を損ないかねない。したがって、係争周知商品の特有包装・装飾の権益については、信義誠実な原則を遵守し、尊重需要者の認知を尊重し、かつ、他人の合法的な権益を損害しない前提下で、広葉集団と加多宝社が共同して享有することができる。

III、直近1年間の知財に関するトピックス情報

(一) 知財法制のトピックス情報

1. 「中華人民共和国不正競争防止法」の改正⁴

2017年11月4日、第十二回全国人大常委第三十次会议で改正「不正競争防止法」が可決された。改正「不正競争防止法」は2018年1月1日から施行される。

改正「不正競争防止法」は裁判実務経験を参考にした上で、不正競争行為をより明確に定めるとともに、他の関連法律との釣り合いを取っている。

新しい不正競争防止法では、知的財産と緊密な関係を持つ混同行為、虚偽の宣伝、営業秘密及び商業的中傷という4つについて大きな改正があった。そのポイントを以下のとおり整理する。

(1) 例えば旧法の「有名な商品に特有の名称、包装、装飾」を「一定の影響力を持つ他人の商品名、包装、装飾」に変更するなど、新法では混同行為に関する条文が大きく改正された。

(2) 企業名や組織の略称、屋号等、自然人のペンネーム、芸名、訳名等も明確に、不正競争防止法の保護対象となる。

(3) ドメイン名、ウェブサイト名、ウェブページ等のインターネット上の標識も保護される。

(4) 行政強制措置を強化し、行政摘発の範囲及び処罰の強さを増大させる。

(5) 民事責任について賠償責任制度を完備させ、一部の行為について法定賠償額を追加し、法定賠償額の上限を300万人民元に引き上げる。

2. 「商標の権利付与・権利確認行政事件の審理における若干の問題に関する最高裁判所の規定」の頒布⁵

2017年1月11日、最高裁判所は記者会見を主催して「権利付与・権利確認規定」を発表したが、当該規定は2017年3月1日から施行されている。

⁴ http://news.xinhuanet.com/2017-11/04/c_1121906586.htm

⁵ <http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-34732.html>

当該「権利付与・権利確認規定」は計 31 条であるが、主に審査の範囲、顕著的特徴の判断、著名商標の保護、著作権、氏名権などを含む先行権利の保護などの実体内容、及び法定手続の違反、「一事不再理」などの手続関連内容に及んでおり、商標の権利付与・権利確認行政事件に係っている重要問題と審判実務における難点問題についても明確化している。

「権利付与・権利確認規定」は、「商標法」の具体的な条文に対する適用において、2013 年「商標法」の立法主旨を十分に体现し、誠実な事業を保護し、悪意による商標の先取り登録を抑制するための司法的ガイドラインを示している。

3. 北京市高等裁判所による「専利侵害判定指南」の改正⁶

2017 年 4 月 20 日、北京市高等裁判所は新たに改正した「専利侵害判定指南」（以下「判定指南」という）を公表した。当該「判定指南」は計 153 条で、2.1 万字に達し、専利審判における発明と実用新案の保護範囲の確定及び権利侵害の判定、意匠の保護範囲の確定と権利侵害判定及び権利侵害行為の認定並びに専利権侵害抗弁などの 6 部分に及んでおり、体系的かつ完璧に請求項の解釈原則、対象、方法及び権利侵害判定規則、権利侵害行為の認定及び抗弁に対して規定し、かつ、初めて現在の中国専利司法実務の中の標準必須専利、図形ユーザインタフェースなどのホットイシューについて定めている。

2013 年に発表された旧「専利侵害判定指南」に比べ、新判定指南の主な改訂は以下のとおりである。

(1) クレームの解釈原則及び方法をさらに完備させ、「発明の目的に適合する」という解釈の原則及びクレームの区別解釈方法を追加し、使用場面の規定、主題名等の解釈方法を詳しく定める。

(2) 機能的表現の解釈及び侵害判定のルールを明確にし、均等侵害の判定ルールを細分化する。

(3) 中国最高裁の「専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈（二）」を踏まえ、意匠に係る裁判のルール及び共同侵害行為についてより詳細な規定を定める。

(4) 中国のこれまでの判例及び他国の最新判例を参考にした上で、GUI 意匠及び標準必要専利などの新たな事情に係る裁判のルールを定める。

(5) 中国のソフトウェア専利、通信関連専利の裁判実務に基づき、専利の権利範囲を若干

⁶ <http://bjgy.chinacourt.org/article/detail/2017/04/id/2820737.shtml>

広く認め、間接侵害行為を効果的に規制する。

(6) 粗悪専利を防ぐ観点から、悪意による専利取得のパターンを詳細に定め、専利権の乱用を規制する。

(二) 審査実務のトピックス情報

1. 「専利審査指南」の改訂⁷

改訂中国「専利審査指南」は2017年4月1日から施行される。改訂のポイントは以下のとおりである。

- (1) ビジネスモデルにおける技術的な改良が専利を受けることを認める。
- (2) プログラム発明について、認められるクレームの書き方を明確にする。
- (3) 出願後の追試実験成績に関する審査のルールを明確にする。
- (4) 無効審判におけるクレームの訂正への制限を若干緩和させる。

(ただし、明細書のみに記載された構成を新たにクレームに追加する訂正は依然として認められない。)

- (5) 公衆が閲覧・複製できる専利書類の範囲を拡大する。

2. 「専利優先審査管理方法」施行⁸

中国特許庁により発表された「専利優先審査管理方法」は2017年8月1日から正式に施行されている。新しい「専利優先審査管理方法」は、(1)適用範囲について、①実体審査段階の発明専利出願、②実用新案出願及び意匠出願、③発明専利出願、実用新案出願及び意匠出願の不服審判、④発明専利、実用新案、意匠の無効審判という4つに関する優先審査にこの管理方法が適用されると定め、完全な専利優先審査制度を確立し、(2)優先審査の適用条件を明確化し、(3)出願人の負担削減及び効率化の観点から、優先審査の手続きを簡素化している。

例えば、サーチレポートの提出は不要になり、請求人は先行技術又は先行意匠の資料だけ提出すればよい。中国に第一国出願した後に外国にも出願した場合、政府の推薦書がなくても、優先審査を請求できる。さらに、優先審査の手続きについて、新しい管理方法は、発明専利・実用新案・意匠それぞれの手続きの特徴に応じて応答期間及び審査完了期間を定めるとともに、中国専利法及びその実施細則、審査実務に基づき、どのような場合に優先審査を止め、通常審査に戻るかについても詳しく規定して

⁷ http://www.sipo.gov.cn/zwgg/jl/201703/t20170302_1308618.html

⁸ http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2017/201708/t20170802_1316959.html

いる。新しい「専利優先審査管理方法」によれば、国家が発展に重きを置く産業（例えばバイオテック、新エネルギー等）、製品の更新が早い産業等の出願・不服審判は、優先審査を請求できる。

IV、日本の中小企業に有用と思われる知的財産に関する情報

1.最高裁が許可した多区域知的財産権事件専門管轄裁判機構の設置

2017年1月、最高裁判所は「南京市、蘇州市、武漢市、成都市の中等裁判所内に専門裁判機構を設置し、かつ、一部の多区域の知的財産権事件を管轄することに同意する最高裁判所の返答」（法[2017]2号）を発行し、上述の4ヶ所の中等裁判所内に専門の知的財産権事件裁判機構を設立することに同意した⁹。

同年8月、最高裁判所は、更に「杭州市、寧波市、合肥市、福州市、済南市、青島市の中等裁判所内に専門の裁判機構を設置し、かつ、一部の多区域の知的財産権事件を管轄することに同意する返答」（法〔2017〕236号）を発行し、上述の6ヶ所の中等裁判所内に専門の知的財産権事件裁判機構を設置することを許可した¹⁰。

北京、上海、広州に設立された知的財産権裁判所に継いで、南京市、蘇州市、武漢市、成都市、杭州市、寧波市、合肥市、福州市、済南市、青島市の中等裁判所などのいずれにも多区域の知的財産権事件を集中的に審理する知的財産権法廷を設立した。専門法廷の設立を通じて、集中的に多区域の知的財産権事件を処理することは、すでに大趨勢を形成しつつある。このような趨勢下で、知的財産権事件に対する裁判尺度は更に統一されており、知的財産権事件の裁判レベルも徐々に向上している。

2. 杭州インターネット裁判所の正式な設立¹¹

2017年8月18日、全国初のインターネット裁判所——杭州インターネット裁判所が正式に設立された。当該裁判所は、インターネット方式によるインターネット事件の審理裁判所として定義され、杭州市区域内にある基層裁判所が管轄権を享有するインターネット関連事件を集中的に管轄する。

杭州インターネット裁判所が集中的に管轄するインターネット事件は、次のとおりである。
①インターネット・ショッピング、サービス、小口金融借入などに係る契約紛争、②インターネット著作権帰属・侵害紛争、③インターネットの利用による他人人格権侵害紛争、④インターネット・ショッピング製造物責任権侵害紛争、⑤インターネット・ドメイン名紛争、⑥インターネット行政管理による行政紛争。

⁹ http://www.iprchn.com/Index_NewsContent.aspx?newsId=97381

¹⁰ http://www.sohu.com/a/190794802_99928127

¹¹ <http://news.sina.com.cn/o/2017-08-18/doc-ifykcirz2837161.shtml>

通常裁判所に比べ、インターネット裁判所の法廷には原告、被告席もなければ、書記官もなく、音声認識システムを採用して記録している。立件から審理に至るまでの訴訟ステップ全般をオンライン状態で完成することができるので、訴訟当事者が自ら出頭する必要はない。今後、杭州地域のインターネット関連事件は、いずれもインターネット裁判所で審理されることになり、当事者は起訴から始め、最後の判決確定に至るまでの全般にかけて、ネットワーク上のオンライン状態で完成することができる。杭州インターネット裁判所の審理級別は一審裁判所であり、二審は杭州市中等裁判所が管轄することになっている。

電子商取引データと司法関連プラットフォームとの間の統合は、ある程度伝統的な訴訟モデル、つまり「原告は被告の法廷に従う」訴訟モデルが当事者にもたらす時間と空間上の障壁を取り除いている。

3. アリババが行う偽物の取り締まりについて

2018年1月10日、アリババは「2017年知的財産権保護年度レポート」を発表した¹²。「24万軒の被疑侵害店舗が閉鎖された。アリババ自ら削除した被疑侵害リンクの中、その97%は現れたとたんに閉鎖された。アリババと協力する権利者数が17%増えたという状況下で、知的財産権に関するクレーム数が42%下がった。1万件の取引の中、被疑偽物はわずか1.49件である。」という目立ったデータで、アリババは2017年にネットショップにおける偽物の治理及び知的財産権の保護において歴史的な突破を獲得していることをアピールした。

2017年10月、消費者の肖氏がTaobaoにおける販売量トップのsamsung携帯を扱っているショップでリフォームの携帯を買ったとアリババにクレームした。アリババプラットフォーム治理部は当該クレームを受けた後、「秘密抜き取り検査」などの手段で当該ショップを調査した。その結果、当該ショップが間違いなく真正品とリフォーム品を混じって販売していることがわかった。当日、アリババは当該ショップの口座にある200万元余りの資金を凍結し、消費者への賠償に当たった。それと同時に、当該ショップも閉鎖された。

「秘密抜き取り検査」については、対象を特定せずにただ大規模・広範囲で行うのではなく、統計データの分析によって、商品の評価、消費者のアフター紛争などの情報を参考し、被疑偽物業者を特定し、「秘密抜き取り検査」を行っている¹³。アリババには「秘密抜き取り検査員」があり、一般消費者と偽装してネットで商品を買ひ、平均で年に10万回以上の抜き

¹² <http://tech.sina.com.cn/roll/2018-01-10/doc-ifvqptqv6715852.shtml>

¹³ <http://news.sina.com.cn/o/2017-09-15/doc-ifykyfwq7578758.shtml>

取り検査を行っており、被疑商品の購入に年に約1億円を投入している。

「秘密抜き取り検査」の結果によって偽物であると確定できたら、アリババは直ちに商品の撤去またはショップの閉鎖などの処理を下す。それにその全過程において録画し、証拠として確保する。また、アリババの西溪園エリアでは「偽物物証倉庫」があり、「秘密抜き取り検査」グループが鑑定した偽物や公安に協力して偽物の製造・販売業者を取り締まって入手した偽物サンプルを訴訟になる場合の証拠として3年間保管している。

以上の情報から見れば、アリババは多くの手段をもって偽物業者の取り締まりやプラットフォームの治理に勤めていると思われる。これも権利者が中国での知的財産権の保護や権利行使のためのもう一つの手段として利用できると思う。